

## 食品安全委員会（第919回会合）議事概要

日 時：令和5年11月6日（火） 14：00～14：07  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：山本委員長ほか6名出席  
傍聴者：一般8名

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について  
・プリオン「ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、  
「ドイツから輸入される牛の肉及び内臓の輸入条件について、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。また、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）、30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）並びに脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。

ドイツから輸入されるめん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件について、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。